

令和 7 年 5 月 9 日開会

令和 7 年 5 月 9 日閉会

令和 7 年

第 2 回臨時会会議録

小豆島町議会

令和 7 年 第 2 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年第 2 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 2 日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

1. 期 日 令和 7 年 5 月 9 日（金）

2. 場 所 小豆島町議会議場

3. 付議事件

- （1）専決処分の承認について
（小豆島町税条例の一部を改正する条例）
- （2）専決処分の承認について
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- （3）小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について
- （4）池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）に係る工事請負契約について
- （5）池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（設備工事）に係る工事請負契約について
- （6）調停の申立てについて
- （7）訴えの提起について
- （8）訴えの提起について

開 会 令和 7 年 5 月 9 日（金曜日） 午前 9 時 3 4 分

閉 会 令和 7 年 5 月 9 日（金曜日） 午前 1 0 時 3 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	5 月 9 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	中 松 和 彦	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参事兼 総務課長	古 郷 勉	○
参事兼 企画財政課長	川宿田 光 憲	○
参事兼 建設課長	三 木 宜 紀	○
税 務 課 長	長 町 耕 作	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
オ リ ー プ 課 長	鎌 田 省 吾	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○
介護保険施設事務長	出 水 安 則	○
こ だ も 教 育 課 長	小 野 努	○
生 涯 学 習 課 長	森 貞 二	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総務課課長補佐	弓 木 和 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 平 野 明 子
書 記 森 上 有里子

議事日程

別 紙 の と お り

令和7年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

令和7年5月9日（金）午前9時34分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第53号 専決処分の承認について
(小豆島町税条例の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第4 議案第54号 専決処分の承認について
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第5 議案第55号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第6 議案第56号 池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）
に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第7 議案第57号 池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（設備工事）
に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第8 議案第58号 調停の申立てについて (町長提出)
- 第9 議案第59号 訴えの提起について (町長提出)
- 第10 議案第60号 訴えの提起について (町長提出)

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から臨時議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和7年第2回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の承認2件、条例案件1件、契約案件2件、その他案件3件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 次に、議員各位ともご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町職員の人事異動がありましたので、異動のあった課長及び新課長は順に挨拶をお願いします。総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 本年4月1日付で参事兼総務課長を拝命いたしました古郷でございます。総務課の経験はあまりありませんが、精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、オリーブ課長。

○オリーブ課長（鎌田省吾君） 4月1日付で税務課からオリーブ課に異動になりました鎌田です。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 4月1日付でこども教育課長を拝命しました小野努でございます。初めての教育委員会で右も左も分かりませんが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） 4月1日から生涯学習課長になりました森です。議会事務局在籍中はいろいろお世話になりました。ありがとうございました。課が替わりましても頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（長町耕作君） 介護保険施設から税務課に異動になりました長町です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 4月1日、生涯学習課から住民生活課長を拝命しました森稔です。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（出水安則君） 介護保険施設事務長の出水でございます。当施設の運営状況は大変厳しい状況にありますけれども、経営改善に向け取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 4月1日付でオリーブ課から議会事務局長に拝命になりました平野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） ありがとうございました。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、町長からの専決処分の報告3件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。議会規則第125条の規定により、8番中川光秋議員、9番三木卓議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第53号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例）

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、議案第53号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第53号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項により議会の承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（長町耕作君） それでは、議案第53号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布、令和7年4月1日に施行されることとなり、本町の税条例についても、その一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

なお、主要な改正部分のみご説明させていただきますので、ご了承をください。

議案集3ページの第18条につきましては、公示送達の方法としまして、従前実施している掲示場における紙媒体の掲示だけではなく、事務所に設置したパソコン画面での表示やインターネットによる公表を可能とするための規定を整備する改正であります。

次のページに進みまして、議案集4ページから7ページの第34条の2、第36条の2第1

項、第36条の3の2第1項、36条の3の3第1項につきましては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整に対応するための地方税法改正において、令和8年度住民税において大学生年代の子等に係る新たな控除を創設をいたします。それに伴う規定の整備をする改正であります。

続きまして、議案集7ページ下段の82条でございます。

令和7年度11月以降適用される欧州規制と同等の排ガス規制において、現状の50cc以下の原動機付自転車では基準を満たすのが困難となりますが、その対策として、今後総排気量125cc以下で最高出力を50cc原付相当以下に制御した新基準の原付が導入され、この新基準における軽自動車税種別割の税率を設定するための規定を新設する改正であります。

次のページに進みまして、議案集8ページ、9ページの90条につきましては、道路交通法改正により、マイナ保険証の運用が開始されることに伴う減免申請時の免許情報記録個人番号カード提示義務に係る規定を新設する改正であります。

議案集9ページ最下段から10ページ上段の附則第10条の2は、固定資産税における課税標準の特例に関する規定の改正、下段の附則第10条の3は、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションについて、申告書の提出がない場合でも特例適用ができるための規定を新設する改正であります。

10ページ最下段から12ページの附則第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに係る国、地方のたばこ税の課税方式の見直しに伴う課税標準特例に関する規定の整備をするものであります。

附則として、施行期日及び改正前後の条文適用の明確性を確保するための規定として、経過措置を記載をいたしております。以上、簡単ではございますが、小豆島町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第4 議案第54号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第54号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第54号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町国民健康保険税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項により議会の承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第54号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の15ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和7年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の限度額を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、16ページの新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を65万円から1万円増の66万円に引き上げ、次の同条第3項については、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を24万円から2万円増の26万円に引き上げるものでございます。これによりまして、国保税全体の上限額は106万円から109万円となります。

次の第23条につきましては、国保税の減額に関する規定でございます。減額は、定められた軽減基礎額が下回る世帯に適用されますが、5割軽減及び2割軽減では、軽減基礎額に被保険者数1人当たり定められた額が加算されます。

第2号では、5割軽減の加算額について、被保険者数に乗すべき額を29万5千円から30万5千円に、次の第3号では、2割軽減の加算額について、被保険者数に乗すべき額を

54万5千円から56万円に引き上げるものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を令和7年4月1日とし、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の国保税について適用し、令和6年度分までの国保税につきましては、なお従前の例によるものものとございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第5 議案第55号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第55号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第55号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和9年4月開校予定の内海地区統合小学校の名称を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第55号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

上程議案集の21ページをご覧ください。

改正前の表にあります小豆島町立星城小学校、安田小学校、苗羽小学校の内海地区にあ

ります3つの小学校を統合し、新たに設置する統合小学校につきまして、改正後の表に記載のとおり名称を小豆島町立内海小学校とし、位置につきましては小豆島町草壁本町57番地とするものでございます。

附則として、本条例は令和9年4月1日から施行することとしております。

統合小学校の名称を内海小学校とさせていただきました経緯につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

令和6年9月10日に開催の第2回の統合準備委員会におきまして、学校名の候補を内海小学校として保護者アンケートを実施する旨了承を得まして、11月にアンケートを実施いたしました。

その結果、64%の方から内海小学校の名称で賛同を得ましたことから、翌年3月7日に開催の第5回統合準備委員会で委員の皆さんの承認をいただき、同月3月24日に開催いたしました教育委員会におきまして、小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてご説明させていただき、今回上程させていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第56号 池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）に係る工事請負契約について

日程第7 議案第57号 池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（設備工事）に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第56号及び日程第7、議案第57号の池田小学

校屋内運動場空調設備設置等工事に係る工事請負契約についての2議案は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第56号池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第57号も同様に、設備工事に係る工事請負契約につきまして、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利） 議案第56号池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集23ページをお願いします。

小学生の熱中症対策や大規模災害時の避難所の環境改善を図るため、池田小学校屋内運動場に空調設備を整備するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的、池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額は5,027万円、請負率は98.21%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町池田2134番地2、株式会社西崎組小豆島町営業所、営業所長西崎邦彦でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和7年9月30日まで。

5、工事概要は、池田小学校屋内運動場の空調設備整備に伴う建築工事です。屋内運動場の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造平家建て一部鉄骨造、延べ床面積1,016.53平方メートル。工事内容は、空調の効率を上げるため屋根及び外壁の遮熱塗装、窓ガラスの遮熱フィルム設置等一式でございます。

6、指名業者は、下記の11社でございます。以上で議案第56号の説明を終わります。ご

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（建築工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第7、議案第57号池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（設備工事）に係る工事請負契約についての内容の説明を求めます。教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利） 議案第57号池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集25ページをお願いします。

池田小学校屋内運動場に空調設備を整備するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（設備工事）。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約金額は5,250万3千円、請負率は97.07%でございました。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町馬木甲852番地1、田中電気工事株式会社、代表取締役田中真一郎でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和7年9月30日まで。

5、工事概要は、池田小学校屋内運動場にガスヒートポンプ式室外機4台、室内機8台、LPガスバルク貯槽1基の空調設備を設置するものです。

6、指名業者は、以下の8社です。

次の27、28ページに、配置図、平面図を参考に添付しております。

28ページの平面図の下側が玄関側で西側になります。図面の左側がステージ、北側になります。東西にそれぞれ室内機、室外機を設置し、LPガスバルク貯槽を玄関の右端、南西側に設置する予定でございます。以上で議案第57号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号池田小学校屋内運動場空調設備設置等工事（設備工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第58号 調停の申立てについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第58号調停の申立てについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第58号調停の申立てについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町営改良住宅の明渡しと損害金の支払いを求める調停の申立てを行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第58号調停の申立てについてご説明をさせていただきます。



上程議案集29ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。

事件の概要についてですが、調停の相手方である町内在住者は、使用権原がないにもかかわらず2つの町営改良住宅A及びBを占有しており、再三の催告にもかかわらずAを明け渡さず、またBの家賃相当額の損害金の支払いにも応じないため、町営改良住宅の明渡し及び家賃相当額の損害金の支払いを求めるものでございます。

調停の申立ての趣旨につきましては、1、相手方に対し、町営改良住宅Aの明渡しを求める。2、相手方に対し、町営改良住宅Bの家賃相当額の損害金として金89万6,280円の支払いを求めるでございます。

申立て裁判所は、土庄簡易裁判所です。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号調停の申立てについては原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 5 9 号 訴えの提起について

日程第 1 0 議案第 6 0 号 訴えの提起について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第59号及び日程第10、議案第60号の訴えの提起についての2議案は相関する案件であることから、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第59号訴えの提起について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町営改良住宅の明渡しと滞納家賃及び損害金の支払いを求める訴えの提起を行

うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第60号も同様に、町営改良住宅の滞納家賃の支払いを求める訴えの提起を行うことについて、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第59号訴えの提起についてご説明をさせていただきます。

上程議案集30ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。

事件の概要についてですが、被告である町外在住者は、町営改良住宅の元入居者で町外に転出しており、再三の催告にもかかわらず明け渡さず、また家賃及び家賃相当額の損害金の支払いにも応じないため、町営改良住宅の明渡し並びに滞納家賃及び家賃相当額の損害金の支払いを求めるものでございます。

請求の趣旨につきましては、1、被告に対し、町営改良住宅の明渡しを求める。2、被告に対し、町営改良住宅の滞納家賃として金158万5,160円及び明渡しまでの間の家賃相当額の損害金の支払いを求めるでございます。

受訴裁判所は、高松地方裁判所です。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号訴えの提起については原案のとおり可決されました。

次、日程第10、議案第60号訴えの提起についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第60号訴えの提起についてご説明させていただきます。

上程議案集31ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。

事件の概要についてですが、被告である町内在住者及びその配偶者は、町営改良住宅の入居者であり、再三の催告にもかかわらず滞納家賃の支払いに応じないため、滞納家賃の支払いを求めるものでございます。

請求の趣旨につきましては、被告らに対し、町営改良住宅の滞納家賃として金30万円の支払いを求めるものでございます。

受訴裁判所は、土庄簡易裁判所です。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号訴えの提起については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第2回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員